

報道関係者 各位

令和6年6月6日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

副 署 長 吉村 裕二

第二方面主任監督官 清水 耕平

(代表電話)092 (661) 3770

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 労災かくし～

福岡東労働基準監督署（署長 ^{おがわ せいご} 小河 征午）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、
松田組代表者及び株式会社山^{やましん}新建材工業専務取締役を福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

福岡県糟屋郡粕屋町若宮内で施工されていた建設現場にて、三次下請事業場・松田組の労働者が令和3年8月24日に被災した労災事故（休業4日以上）に関して、本来は当該建設現場の所轄である福岡東労働基準監督署長に対して労働者死傷病報告を提出しなければならないものであるが、松田組代表者Aは、二次下請事業場・株式会社山新建材工業の専務取締役Bと謀議を図り、本件労災事故が、福岡市西区に所在する株式会社山新建材の社屋解体工事現場で発生したように虚偽の労働者死傷病報告を作成し、令和3年8月30日に福岡中央労働基準監督署長に提出したものである。

1 被疑者

(1) 松田組 代表者 A
所在地：福岡市西区

(2) 株式会社山新建材工業 専務取締役 B
所在地：福岡市西区

2 違反条文

被疑者 A

労働安全衛生法違反

同法第 100 条第 1 項（報告等）

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項（労働者死傷病報告）

同法第 120 条第 5 号（罰則）

刑法第 60 条（共同正犯）

被疑者 B

労働安全衛生法違反

同法第 100 条第 1 項

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項

同法第 120 条第 5 号

刑法第 60 条（共同正犯）

刑法第 65 条第 1 項（身分犯の共犯）

3 災害の概要

令和 3 年 8 月 24 日、松田組の労働者が、作業中、足場上の開口部から足を踏み外して、足場の 5 層目から 4 層目へ落下し、右肩を骨折する労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、労働者が労働災害により死亡又は 4 日以上休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないことが規定されています。また、労働者死傷病報告による報告をしない、若しくは虚偽の報告をした者には罰則が科せられます。

本件において、被疑者 A は労働者が労働災害により、休業 4 日以上を要する負傷をしたにもかかわらず、遅滞なく、所轄である福岡東労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出せず、本件労働災害を隠すため、本件労働災害が別現場で発生したように虚偽の記載をして、福岡中央労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出したものです。

被疑者 B は、被疑者 A と、本件労災事故が別現場で発生したように労働者死傷病報告に虚偽の内容を記載して提出するよう謀議を図り、被疑者 A の労災かくしに加担したものです。

【参照条文】

労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第2項～第3項略)

労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生法

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

刑法

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

刑法

(身分犯の共犯)

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

- 2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。